

重要事項説明書

記入年月日	令和7年7月1日
記入者名	寄川 直弘
所属・職名	事務室・事務長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)しゃかいふくしほうじん みさとかい 社会福祉法人 美郷会		
法人番号	1120005013298		
主たる事務所の所在地	〒 573-1137 大阪府枚方市西招提町1253		
連絡先	電話番号／FAX番号	072－866－7007／072-866-7006	
	メールアドレス	tokuyou_misato@arion.ocn.ne.jp	
	ホームページアドレス	http://www.misugikai.jp	
代表者（職名／氏名）	理事長 / 佐藤 真杉		
設立年月日	平成 15年3月6日		
主な実施事業	※別添1（別を実施する介護サービス一覧表）		

2 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな) ゆうりょうろうじんほーむまきのみさと 有料老人ホームまきの美郷		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
所在地	〒 573-1149 大阪府枚方市牧野北町11番15号		
主な利用交通手段	京阪電車「牧野」駅より徒歩10分		
連絡先	電話番号	072-850-9271	
	FAX番号	072-850-9272	
	メールアドレス	makinomisato@misugikai.jp	
	ホームページアドレス	http://www.misugikai.jp/makino_misato	
管理者（職名／氏名）	施設長 / 江里口 伸		
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	平成 24年3月1日 / 平成 23年6月13日高施2355号		

（特定施設入居者生活介護の指定）

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772405714	所管している自治体名	枚方市
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日 （直近）	指定日	指定の更新日（直近）	
	平成 24年3月1日	令和6年3月1日	
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772405714	所管している自治体名	枚方市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日（直近）	指定日	指定の更新日（直近）	
	平成 24年3月1日	令和6年3月1日	

3 建物概要

土地	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新					
	賃貸借契約の期間	～								
	面積	3,361.4 m ²								
建物	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新					
	賃貸借契約の期間	～								
	延床面積	4,505.3 m ² （うち有料老人ホーム部分							4,017.9 m ² ）	
	竣工日	平成 23年12月20日				用途区分	有料老人ホーム			
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：						
	構造	鉄骨造		その他の場合：						
	階数	3 階（地上 3 階、地階 階）								
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性									
居室の状況	総戸数	90 戸		届出又は登録（指定）をした室数				90室（90室）		
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	18.79m ²	70	1人部屋	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	18.76m ²	8	1人部屋	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	19.14m ²	4	1人部屋	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	18.66m ²	4	1人部屋	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	20.91m ²	2	1人部屋	
	一般居室個室	○	○	×	×	×	19.43m ²	2	1人部屋	
共用施設	共用トイレ	7 ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ					2 ヶ所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ					5 ヶ所	
	共用浴室	大浴場 0 ヶ所			個室 5 ヶ所					
	共用浴室における介護浴槽	機械浴 1 ヶ所			チェアー浴 0 ヶ所			その他：個浴4ヶ所		
	食堂	2 ヶ所		面積 268.8 m ²			入居者や家族が利用できる調理設備		なし	
	機能訓練室	1 ヶ所		面積 43.2 m ²						
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応）							2 ヶ所	
	廊下	中廊下 2.2 m			片廊下 m					
	汚物処理室	3 ヶ所								
	緊急通報装置	居室 あり		トイレ あり		浴室 あり		脱衣室 あり		
		通報先 ケアステーション			通報先から居室までの到着予定時間					1分
	その他	相談室、洗濯室、理美容室、健康管理室、談話コーナー、娯楽室、エントランスホール、駐車場								
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり	火災通報設備 あり				
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）							
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数			2 回	

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でもその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように必要な援助を行う。 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも自立した日常生活を営むことができるように利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
サービスの提供内容に関する特色		事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者およびその他の従業者（以下「指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）従事者」という）が、要介護状態（要支援状態）の利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供する。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		状況把握サービスの内容：24時間介護スタッフが常駐し、居室への巡回を行っている。 生活相談サービスの内容：生活相談員が日中、随時受け付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関等を紹介する。
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	自ら実施・委託	佐藤病院在宅医療部ほか
	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者を選定しています。 【施設長：江里口 伸】 ②成年後見制度の利用を支援します。 ③苦情解決体制を整備しています。相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。 ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。 ⑤当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
身体的拘束等		・身体的拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録し、経過観察を行います。家族等へ説明を行い、同意をいただきます。（継続して行う場合は概ね1月毎行います。） 2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。 1月に1回以上、身体的拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。 ・身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。
非常災害対策		①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 非常災害対策に関する担当者（防火管理者） 職・氏名：（施設長 江里口 伸） ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期：（毎年2回 1月・ 7月）

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		①入居者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）特定施設入居者生活介護計画を作成します。 ②（介護予防）特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得たうえで交付します。 ③それぞれの入居者について、（介護予防）特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 ④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。 ⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
	入浴の提供及び介助	入浴又は清拭を行います。身体状況により、個別浴槽・特殊浴槽を使用して入浴することができます。
	排泄介助	自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。（排泄パターンの把握、適時誘導）
	更衣介助	離床：寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 着替：生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 整容：清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
	移動・移乗介助	なし 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	入居者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	入居者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	あり 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が作成した機能訓練計画にそって器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	あり 入居者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	①看護職員により入所者の状況に応じて適切な処置を講じます。 ②外部の医療機関に通院する場合はその介助について出来る限り配慮します。
施設の利用に当たっての留意事項		①持ち込みの制限 利用にあたり、刃物・危険物・その他事業所が持ち込みを認めないものは原則として持ち込むことができません。 ②面会 面会時間は、原則9時から20時（日祝日は17時）となります。来訪者は、必ずその都度「来訪カード」にご記入下さい。なお、来訪される場合、生もの等の持ち込みはご遠慮下さい。 ③事業所・設備の使用上の注意（契約書第11条、第12条参照） ・居室及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ・故意またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合、利用者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。 ④喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はご遠慮下さい。
心身の状況の把握		（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、入居者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。
居宅介護支援者等との連携		①（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。 ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する（介護予防）特定施設入居者生活介護計画の写しを、入居者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。 ③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します（短期利用のみ）。
施設における衛生管理等		①（介護予防）特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。 ②（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。 ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
従業員の禁止行為		従業員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。 ①医療行為（ただし看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。） ②入居者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ③入居者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 ④身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（入居者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く） ⑤その他入居者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
サービスにあたっての留意事項		①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。 ②入居者が要介護認定を受けていない場合は、入居者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が入居者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。 ③入居者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」は、入居者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。 ④サービス提供は「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」は、入居者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。 ⑤（介護予防）特定施設入居者生活介護従業員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、入居者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
その他運営に関する重要事項		サービス向上のため職員に対し、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故・苦情対応等の研修を実施しています。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施		なし (介護・看護職員の配置率) 2.5 : 1 以上

（短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること）【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、1又は当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

（併設している高齢者居宅生活支援事業者）

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) しょうきぼたきのうほーむまきのみさと 小規模多機能ホームまきの美郷
事業所の所在地	〒573－1149 枚方市牧野北町11番15号
事業者名	(ふりがな) しゃかいふくしほうじん みさとかい 社会福祉法人 美郷会
併設内容	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

（連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者）

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) _____
事業所の所在地	_____
事業者名	(ふりがな) _____
連携内容	_____

（医療連携の内容）※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	社会医療法人 美杉会 佐藤病院	
	住所	大阪府枚方市養父東町65番1号	
	診療科目	内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腎臓内科（人工透析）外科（消化器・一般外科・肛門外科）呼吸器外科・内科、乳腺外科脳神経外科、整形外科・手外科・リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線治療科、放射線診断科、形成外科（全23診療科）	
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり
	名称	社会医療法人 美杉会 男山病院	
	住所	京都府八幡市男山泉19番地	
	診療科目	内科、消化器内科、血液内科、糖尿病内科、腎臓内科（人工透析）、神経内科、緩和ケア内科、外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科、放	
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり
新興感染症発生時に 連携する医療機関	あり		
	名称	社会医療法人 美杉会 佐藤病院	
	住所	大阪府枚方市養父東町65番1号	
協力歯科医療機関	名称	富田歯科医院	
	住所	大阪府枚方市宮之阪3丁目1-30	
	協力内容	訪問診療	

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他の場合：	
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無		追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	変更の内容	
	便所の変更	変更の内容	
	浴室の変更	変更の内容	
	洗面所の変更	変更の内容	
	台所の変更	変更の内容	
	その他の変更	変更の内容	

（入居に関する要件）

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	・介護保険で要支援（１・２）または要介護（１～５）と認定されている方 ・原則として満６５歳以上の方 ・複数入居者における共同生活を営むことに概ね支障のない方 ・著しい自傷他傷のおそれのない方 ・常時医療的処置を必要としない方 ・健康保険加入の方		
契約の解除の内容	①入居者が死亡したとき ②事業者が第２９条（事業者からの契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき ③入居者が第３０条（入居者からの解約）に基づき解約を行ったとき		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	(事由) ①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ②月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅延するとき ③第２０条（禁止又は制限される行為）の規定に違反したとき ④入居者の行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ、入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき ⑤入居者が３ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれるときまたは入院したとき (手続き) ①契約解除の通告について３ヶ月の予告期間をおく ②前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける ③解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する	
	解約予告期間	3ヵ月	
入居者からの解約予告期間	30 日前		
体験入居	あり	内容	内容：1泊2日7,000円 昼・夕・朝食代含 空き室がある場合のみ可能
入居定員	90 人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計				
		常勤	非常勤		
管理者	1	1		1	
生活相談員	1	1		1	
直接処遇職員	42	36	6	39	
介護職員	39	33	5	35.0	計画作成担当者2名
看護職員	4	4	0	4	
機能訓練指導員	1	1		1	
計画作成担当者	2	2		0.4	介護職員2名
栄養士	1	1		1	
調理員	4	2	2	3.5	
事務員	1	1		1	
その他職員					
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					37.5 時間（介護職員・その他職員） 38.75 時間（上記以外の職種）

(職務内容)

管理者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。
生活相談員	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行います。
直接処遇職員	
介護職員	介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
看護職員	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとします。
機能訓練指導員	機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための計画を作成します。
計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。
栄養士	適切な栄養管理を行います。
調理員	食事の調理を行います。
事務員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。
その他職員	介護助手（介護職員の業務支援）

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
介護福祉士	29	26	3	
介護職員初任者研修修了者	1	0	1	
認定特定行為業務従事者：2号研修（詳細は備考欄）	4	4	0	①社会医療法人美杉会他 ②喀痰吸引（口腔内・鼻腔内）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう）
介護福祉士実務者研修修了者	1	1	0	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（ 時 分～ 時 分）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	4 人	3 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 （一般型特定施設以外の場合、本欄は省略）	契約上の職員配置比率		2.5 : 1以上
	実際の配置比率 （記入日時点での利用者数：常勤換算職員数）		 2.5 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略）	ホームの職員数	人	
	訪問介護事業所の名称		
	訪問看護事業所の名称		
	通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務									
		業務に係る 資格等			資格等の名称						
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				2	0						
前年度1年間の退職者数				2	0						
業務に従事した経験年数に応じた職員の数	1年未満			0	0						
	1年以上3年未満			3	1						
	3年以上5年未満			6	0						
	5年以上10年未満	1		11	2					1	
	10年以上	3		11	3	1		1		1	
備考											
従業者の健康診断の実施状況				あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式	
利用料金の支払い方式		一部前払い・一部月払い方式	
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり	
		内容：食費、管理費について日割り計算	
利用料金の改定	条件	経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合	
	手続き	運営懇談会の意見を聴く	

(代表的な利用料金のプラン)

			プラン 1	プラン 2	プラン 3	
入居者の状況	要介護度		要支援1	要介護3	要介護3	
	年齢		65歳以上	65歳以上	65歳以上	
居室の状況	部屋タイプ		一般居室個室	一般居室個室	一般居室個室	
	床面積		19.14㎡	18.79㎡	18.79㎡	
	トイレ		あり	あり	あり	
	洗面		あり	あり	あり	
	浴室		なし	なし	なし	
	台所		なし	なし	なし	
	収納		なし	なし	なし	
入居時点で必要な費用			1,000,000円	1,500,000円	0円	
				0円	0円	
月額費用の合計			163,799円	181,657円	202,907円	
家賃			60,000円	60,000円	81,250円	
サービス費用	介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費(要支援1) 7,999円		(要介護3) 25,857円	(要介護3) 25,857円	
		食費		54,000円	54,000円	54,000円
		管理費		38,000円	38,000円	38,000円
		ベッドレンタル代		3,600円	3,600円	3,600円
		レク費		200円	200円	200円
					0円	0円
		なし		(別添2) のとおり	(別添2) のとおり	(別添2) のとおり
備考 ○介護保険費用 1 割、2 割又は 3 割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添 3 のとおりです。 ○居室にテレビを設置した場合は、入居者による放送受信契約の手続きが必要となります。						

（利用料金の算定根拠等）

家賃	建物取得費、固定資産税、共用部分の器具・什器、修繕積立費	
敷金	家賃の $\frac{\quad}{\quad}$ ヶ月分	
	解約時の対応	
前払金	家賃相当額の前払い金及び想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額として	
食費	厨房維持費及び1日3食を提供する為の費用	
	水光熱費、事務管理費、共用施設維持費	
	レクリエーション材料費	
介護保険外費用		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2	
その他のサービス利用料		

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領） ※前払金を受領していない場合は省略

算定根拠		入居一時金150万円の内15%（22.5万円）は想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額として即時償却されます。ただし3ヶ月以内の退居の場合はクリーニングオフ期間として全額返金になります。
想定居住期間（償却年月数）		60ヶ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		100万円のお部屋で15万円 150万円のお部屋で22万5千円
初期償却額		15%
返還金の算定方法	入居後3ヶ月以内の契約終了	全額返還
	入居後3ヶ月を超えた契約終了	（入居一時金の額－15%分）－ {（入居一時金の額－15%分）×（入居月数／60ヶ月）} ただし1月に満たない入居については切り上げるものとします
前払金の保全先		京都信用金庫

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	6 5 歳未満	0 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	0 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	13 人
	8 5 歳以上	77 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	6 人
	要支援 2	5 人
	要介護 1	22 人
	要介護 2	22 人
	要介護 3	16 人
	要介護 4	9 人
	要介護 5	10 人
入居期間別	6 か月未満	9 人
	6 か月以上 1 年未満	8 人
	1 年以上 5 年未満	50 人
	5 年以上 1 0 年未満	14 人
	1 0 年以上 1 5 年未満	9 人
	1 5 年以上	0 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0 人 / 2 人
入居者数		90 人

(入居者の属性)

性別	男性	18 人		女性	72 人	
男女比率	男性	20 %		女性	80 %	
入居率	100 %		平均年齢	90.4 歳	平均介護度	2.268

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0 人
	社会福祉施設	2 人
	医療機関	3 人
	死亡者	18 人
	その他	0 人
生前解約の状況	なし	人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	0 人
		(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）		事務室
電話番号 / F A X		072-850-9271 / 072-850-9272
対応している時間	平日	9:00～17:00
	土曜	9:00～17:00
	日曜・祝日	—
定休日		年末年始（12/30午後～1/3）
窓口の名称 （大阪府国民健康保険団体連合会）		大阪府国民健康保険団体連合会
電話番号 / F A X		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9:00～17:00
定休日		土日祝
窓口の名称（苦情）		枚方市健康福祉部 介護認定給付課
電話番号 / F A X		072-841-1460 / 072-844-0315
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土日祝日・年末年始
窓口の名称（事故）		枚方市健康福祉部 福祉指導監査課
電話番号 / F A X		072-841-1468 / 072-841-1322
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土日祝日・年末年始
窓口の名称（虐待）		枚方市健康福祉部 健康福祉総合相談課
電話番号 / F A X		072-841-1401 / 072-841-5711
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土日祝日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	福祉事業者総合賠償責任補償制度（社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会）
	加入内容	人格権侵害・支援事業損害・受託財物損害・初期対応費用
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故防止対策マニュアルに基づく	
事故対応及びその予防のための指針	あり	事故防止対策マニュアル

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	入居者満足度調査	
		実施日	令和7年3月	
		結果の開示	あり	
			開示の方法	運営懇談会にて報告
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
			開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
重要事項説明書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会		ありの場合	
		開催頻度	年 2 回
		構成員	入居者、家族、施設長、職員
		なしの場合の代替措置の内容	
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期定期的な研修の実施	
	あり	担当者の配置	
身体的拘束の適正化等の取組の状況	あり	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期的な研修の実施	
	なし	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと	
		身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	あり
業務継続計画（BCP）の策定状況等	あり	感染症に関する業務継続計画	
	あり	災害に関する業務継続計画	
	あり	職員に対する周知の実施	
	あり	定期的な研修の実施	
	あり	定期的な訓練の実施	
	あり	定期的な業務継続計画の見直し	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	【入居者及びその家族に関する秘密の保持について】 ①事業者は、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 【個人情報の保護について】 ①事業者は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いません。また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入居者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、入居者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入居者の負担となります。）		
緊急時等における対応方法	サービス利用中、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、協力医療機関に救急搬送等、必要な措置を行います。		
サービス提供に関する記録	①（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。 ②入居者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添１（事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス）

別添２（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添３（（介護予防）特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）

上記の重要事項説明書の内容について、「枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針」の規定に基づき、入居者、入居者代理人に説明を行いました。

説明年月日： 年 月 日

法人名： 社会福祉法人 美郷会

代表者氏名： 理事長 佐藤 真杉

事業所名： 有料老人ホーム まきの美郷

説明者氏名：

上記の重要事項の内容、並びに介護サービス、医療サービス等、その他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

（入居者）

住 所：

氏 名：

（入居者代理人）

住 所：

氏 名：

(別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	ホームヘルパーステーション長尾 ホームヘルパーステーションむらの	枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市村野本町24-69
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	あり	デイサービスセンター美郷 デイサービスセンターくずは美郷 デイサービスセンターくずは西美郷 デイサービスセンターフルール長尾 デイサービスセンターフルール田ノ口	枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市交北3-9-12
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム美郷 ショートステイセンターくずは美郷 ショートステイセンターくずは西美郷 ショートステイセンターフルール長尾 ショートステイセンターフルール田ノ口 特別養護老人ホーム香里美来	枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市交北3-9-12 枚方市東香里1-18-12
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	有料老人ホーム美華 有料老人ホームフルール長尾	枚方市招提北町2-34-1 枚方市藤阪東町3-5-8
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	小規模多機能ホームまきの美郷 小規模多機能ホームむらの美来	枚方市牧野北町11-15 枚方市村野本町24-69
認知症対応型共同生活介護	あり	グループホーム美郷 グループホームむらの美来	枚方市西招提町1253 枚方市村野本町24-69
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	小規模特別養護老人ホームくずは美郷 小規模特別養護老人ホームくずは西美郷	枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	特別養護老人ホーム美郷居宅介護支援事業所 むらの美来ケアプランセンター	枚方市西招提町1253 枚方市村野本町24-69
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		なし
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	デイサービスセンター美郷 デイサービスセンターくずは美郷 デイサービスセンターくずは西美郷 デイサービスセンターフルール長尾 デイサービスセンターフルール田ノ口	枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市交北3-9-12
介護予防短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム美郷 ショートステイセンターくずは美郷 ショートステイセンターくずは西美郷 ショートステイセンターフルール長尾 ショートステイセンターフルール田ノ口 特別養護老人ホーム香里美来	枚方市西招提町1253 枚方市南楠葉1-65-25 枚方市西船橋2-58-3 枚方市藤阪東町3-5-8 枚方市交北3-9-12 枚方市東香里1-18-12
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	有料老人ホーム美華 有料老人ホームフルール長尾	なし
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<第1号事業>			
予防訪問事業	なし		
予防通所事業	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	小規模多機能ホームまきの美郷 小規模多機能ホームむらの美来	枚方市牧野北町11-15 枚方市村野本町24-69
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	グループホーム美郷 グループホームむらの美来	枚方市西招提町1253 枚方市村野本町24-69
介護予防支援	あり	地域包括支援センター美郷会	枚方市北中振3-28-7
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	あり	特別養護老人ホーム美郷 特別養護老人ホーム香里美来	枚方市西招提町1253 枚方市東香里1-18-12
介護老人保健施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※（税抜）	
介護サービス	食事介助	あり	月額費に含む	希望により居室内で食事介助を実施する場合、30分770円負担
	排せつ介助・おむつ交換	あり	月額費に含む	
	おむつ代	あり	利用料金表参照	自己負担
	入浴（一般浴） 介助・清拭	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、30分770円負担
	特浴介助	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、30分770円負担
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	月額費に含む	
	機能訓練	あり	月額費に含む	
	通院介助	あり	協力医療機関への送迎、救急対応時の付き添いは月額費に含む	協力医療機関以外への送迎をご希望の場合は、職員1名につき30分770円負担
生活サービス	居室清掃	あり	月額費に含む	
	リネン交換	あり	週1回までは月額費に含む（汚染時都度）	週2回以上のリネン交換の場合、1回610円負担
	日常の洗濯	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合、1回610円負担
	居室配膳・下膳	あり	月額費に含む	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり		
	おやつ	あり	月額費に含む	
	理美容師による理美容サービス	あり	利用料金表参照	自己負担
	買い物代行	あり	定期実施の月1回までは月額費に含む	定期以外の場合、30分770円負担
	役所手続代行	あり	介護保険更新・区変手続は月1回まで月額費に含む	定期以外の場合、30分770円負担
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	あり		希望により自己負担で実施
	健康相談	あり	月額費に含む	
	生活指導・栄養指導	あり	月額費に含む	
	服薬支援	あり	月額費に含む	
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	月額費に含む	
入退院のサービス	移送サービス	あり	協力医療機関への場合、月額費に含む	協力医療機関以外への場合、付添者1名につき30分770円
	入退院時の同行	あり	協力医療機関への場合、月額費に含む	協力医療機関以外への場合、付添者1名につき30分770円
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり		協力医療機関への洗濯物交換は、1回につき610円負担
	入院中の見舞い訪問	あり	協力医療機関への場合、月額費に含む	

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割～3割の利用者負担）。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額の利用サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3) (介護予防)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

【令和6年(2024年)6月1日現在】

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)
要支援1	183	1,912円	192円	383円	574円
要支援2	313	3,270円	327円	654円	981円
要介護1	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円
要介護1(短期利用)	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2(短期利用)	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3(短期利用)	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4(短期利用)	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5(短期利用)	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円

(注)短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなりますので、ご注意ください。

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の97/100となります。

【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき(原則3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき(個別機能訓練加算を算定の場合は「Ⅰ」ではなく「Ⅱ」を算定、この場合の「Ⅱ」は100単位)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	125円	13円	25円	38円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	209円	21円	42円	63円	
夜間看護体制加算(Ⅱ)(★)	9	94円	10円	19円	29円	1日につき
若年性認知症入居者受入加算	120	1,254円	なし	251円	377円	1日につき
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	40	418円	42円	84円	126円	
口腔・栄養スクリーニング加算	20	209円	21円	42円	63円	1回につき
科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	126円	1月につき
退院・退所時連携加算	30	313円	32円	63円	94円	1日につき
退居時情報提供加算	250	2,612円	なし	523円	784円	
看取り介護加算(Ⅰ)(★)	72	752円	76円	151円	226円	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1,504円	151円	301円	452円	死亡日以前4日以上30日以下
	680	7,106円	711円	1,422円	2,132円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円	死亡日
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31円	4円	7円	10円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41円	5円	9円	13円	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	104円	11円	21円	32円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	52円	6円	11円	16円	
新興感染症等施設療養費	240	2,508円	251円	502円	753円	1月に1回、連続する5日を限度
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	104円	11円	21円	32円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	229円	23円	46円	69円	1日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)Ⅰ	所定単位数の128/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

※(★)は要介護のみ。

※介護職員等処遇改善加算の「所定単位数」は、基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護報酬		要支援1	要支援2			
自己負担	(1割の場合)	¥7,999	¥12,596			
	(2割の場合)	¥15,997	¥25,191			
	(3割の場合)	¥23,996	¥37,786			
介護報酬		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	(1割の場合)	¥21,012	¥23,381	¥25,857	¥28,156	¥30,595
	(2割の場合)	¥42,024	¥46,762	¥51,713	¥56,311	¥61,189
	(3割の場合)	¥63,036	¥70,143	¥77,570	¥84,467	¥91,784

本表は、個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)、夜間看護体制加算(要介護のみ)、協力医療機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ、介護職員過改善加算(Ⅰ)、生活機能向上連携加算(Ⅱ2)、科学的介護推進体制加算、高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等のベースアップ等支援加算が含まれます。各種要件を満たした場合、退院・退所時連携加算(要介護のみ)、看取り介護加算(要介護のみ)、口腔栄養スクリーニング加算(6ヶ月に1回)、退居時情報提供加算、新興感染症等施設療養費が算定されます。

・1か月30日で計算しています。
※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

③加算の概要

- ・生活機能向上連携加算
生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
- ・個別機能訓練加算
個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。
- ・夜間看護体制加算【要支援は除く】
夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、利用者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。
- ・若年性認知症入居者受入加算
若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
- ・協力医療機関連携加算
協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算
口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ・科学的介護推進体制加算
科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を(介護予防)特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ・退院・退所時連携加算【要支援は除く】
退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当事業所に入居した場合に、入居した日から30日以内の期間について算定します。
- ・退居時情報提供加算
退居時情報提供加算は、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に算定します。
- ・看取り介護加算【要支援は除く】
看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ・認知症専門ケア加算
認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算
高齢者施設等感染対策向上加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。
- ・新興感染症等施設療養費
新興感染症等施設療養費は、利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定します。
- ・生産性向上推進体制加算
生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ・サービス提供体制強化加算
サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
- ・介護職員等処遇改善加算
介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。